



所得税の確定申告と納税は、3月17日(月)まで

● 税務署での申告相談及び申告書の受付が始まります。

平成19年分の所得税の確定申告の税務署での申告相談及び申告書の受付は、
平成20年2月18日(月)から
平成20年3月17日(月)まで です。

申告書は、郵送、税務署での時間外収受箱に投かんすることなどにより、提出することができます。

● 消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)もお忘れなく

消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)は、もうお済みですか。
申告と納税は、3月31日(月)までです。お早めに。

(消費税の確定申告をしなければならない人)

- 平成17年中の課税売上高が1千万円を超える人
- 平成17年中の課税売上高が1千万円以下の人で、平成18年12月31日(日)までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人
- ※平成17年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成19年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税及び地方消費税の確定申告が必要になります。

贈与税関係

● 贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成19年1月1日から平成19年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が、110万円を超えると、贈与税が掛かります。

平成19年分の贈与税の申告と納税は、3月17日(月)までです。

なお、贈与により所得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合にも、贈与税の申告が必要となります。

詳しくは、税務相談室又は税務署へ。

● 平成19年分の贈与税の申告の窓口での相談は、

平成20年2月1日(金)から
平成20年3月17日(月)までです。

e-Taxを利用して早期還付を！

e-Taxを利用して提出された所得税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)の還付申告書については、処理期間がこれまでの6週間程度から3週間程度に短縮されています。

なお、入力もれなどがあると、還付処理に日数がかかる場合がありますのでご注意ください。